



郵便投票などについて

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。
「公事宿法律事務所」代表。

まもなく統一地方選挙の投票が始まるとしている（この原稿を書いているのは3月下旬）。さて、少し時を遡れば、平成10年法47号として公職選挙法（以下、「公選法」という）が改正されるまでは、国外に居住している在外日本国民に対しても選挙権自体行使することは認められていなかった。また、上記公選法改正後においても、衆議院及び参議院の各選挙区選出議員の選挙についても投票をすることができていなかつた。これに対し、最高裁判所は、改正前に選挙権自体行使することができなかつたことによる慰謝料の支払を認め、かつ、改正後においても上記各選挙区選出議員について選挙権行使する権利を有することを認める判決を言い渡した。最高裁判の判旨の一部を抜粋すれば、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためにはそのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならぬ」とし、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることができない」と判示したのである。そして、現在では、国外転出の際、各市区町村にて在外選挙人名簿への登録を申請すれば、その後、在外選挙人証が発行され、在外日本国民は在外公館にて投票をしたり、郵便にて投票ができる仕組みとなつてている。

ところで、国内に目を轉ずれば、郵便投票という制度もすでに認められている。有権者が名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、その後、配布されば、自宅等自分のい

た。これに対し、最高裁判所は、改正前に選挙権自体行使することができなかつたことによる慰謝料の支払を認め、かつ、改正後においても上記各選挙区選出議員について選挙権行使する権利を有することを認める判決を言い渡した。最高裁判の判旨の一部を抜粋すれば、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためにはそのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならぬ」とし、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることができない」と判示したのである。そして、現在では、国外転出の際、各市区町村にて在外選挙人名簿への登録を申請すれば、その後、在外選挙人証が発行され、在外日本国民は在外公館にて投票をしたり、郵便にて投票ができる仕組みとなつてている。

ところで、国内に目を轉ずれば、郵便投票という制度もすでに認められている。有権者が名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、その後、配布されば、自宅等自分のい

る場所にて交付された投票用紙に記載し、これを郵便等によつて同管委員会に送付することで投票を行なう制度である。ところが、この制度が適用される選挙人は、身体障がい者手帳か戦傷者手帳を持っている者で、障害の程度が1級から3級に限定されているか（障害の部位による）、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の者に限り、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の者に限り定されている。しかし、個人的見解では、前述のとおりの障害の程度を1級から3級に限定することなく広げたり、要介護5よりも範囲を広げることで、「選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることができない」とは、到底考えられないと思う。昨今の通信手段の著しい発展を考えれば、選挙の公正を確保することは必須の条件としても、ネット投票の導入に舵を切り、国民の多くがインターネットを通じてインターネットを利用し、銀行取引やオンライン診療などを通じて自ら重要なデータをオンラインにて連携している時代の中にいる。マスコミにて前回の米国大統領選挙における郵便投票の問題点が頻繁に報道されており、直接、投票所に赴いて投票する方法以外の方策を導入する際にはさまざま問題点は生じるもの、ネット投票システムの技術的な課題をクリアし、本人確認はマイナンバーカードにて行い、誰に投票したのかの秘密が守られ、サイバー攻撃にも対応できる制度設計等がもっとと国民の中で議論されるよう強く望みたい。そのことをこそが障害があるかどうかにかかわらず、選挙権の行使についてノーマライゼーションを進める一助ともなる。

にて自らの選挙権をしっかりと行使できるようにすることは人口減が一向に止められていない我が国においては急務であると思う。

総務省でも、平成26年5月から投票環境の向上方策等に関する研究会が開催され、平成30年8月10日に報告が公表されている。その中には、「電子投票機を用いた電子投票の改善」という項目があり、「コスト面、国政選挙への未導入、技術的信頼性への不安などから導入が進んだとは言えない現状」と報告されている。しかし、国民の多くがPCやスマートホンを通じてインターネットを利用して投票所に赴いて投票する方法以外の方策を導入する際にはさまざまな問題点は生じるもの、ネット投票システムの技術的な課題をクリアし、本人確認はマイナンバーカードにて行い、誰に投票したのかの秘密が守られ、サイバー攻撃にも対応できる制度設計等がもっとと国民の中で議論されるよう強く望みたい。そのことをこそが障害があるかどうかにかかわらず、選挙権の行使についてノーマライゼーションを進める一助ともなる。